

ここに修正案をつくつたわけでありま
す。

なお本法案にはなか／＼いい面が非
常にたくさんありまして、それもおほ
めしたいのでありますが、それを一々
ほめておきますと時間がたちますか
ら、ほめることの方だけはまた他日に
譲りたいと考えます。これで大体の情
勢を申し上げたのでありますから、あ
とはその修正いたしまする條項をこれ
から一應朗読いたします。

中小企業等協同組合法案に対す
る修正案

中小企業等協同組合法案の一部を
次のように修正する。

目次中「第三章 保險協同組合」第
七十六條・第七十七條を削り、第
四章を第三章とし、以下順次繰り上
げ、「(第七十八條)」を「(第七十六
條)」に、「(第七十九條)」を「(第七
十七條)」に、「(第八十條 第八十二
條)」を「(第七十八條 第八十二
條)」に、「(第八十五條 第八十五條)」
を「(第八十三條 第八十三條)」に、
「(第八十六條 第八十三條)」を「(第
百四條 第八十一條)」に、「(第八
十四條 第八十八條)」を「(第八十
二條 第八十六條)」に改める。

第二條中「第七章から第九章ま
で」を「第六章から第八章まで」に
改め、第二号を削り、第三号を第二
号とし、以下順次繰り上げる。

第四條第一項第一号中「第七章か
ら第九章まで」を「第六章から第八
章まで」に改める。

第五條第一項中第二号を削り、第
三号中「信用協同組合」の下に
「又は信用組合」を加え、同号を第二
号とし、以下順次繰り上げ、第四号

中「一、保險協同組合」を削る。

第六條第二項第一号及び第二項
中「一、保險協同組合」を削る。

第七條第二項中「保險協同組合又
は」を削り、「住所若しくは居所を
有する者」の下に「(組合を含む。)」
を加える。

第十條第三項中「百分の二十五」
の下に「(信用組合にあつては、百
分の十)」を加える。

第十九條第一項第四号中「第九
條から第九十一條」を「第七七條か
ら第九九條まで」に改める。

第二十四條中「保險協同組合、」
を削り、同條に次の一項を加える、

2 信用協同組合は、三百人以上
の組合員がなければ設立するこ
とができない。

第二十六條第二項中「保險協同組
合」を削る。

第二十九條第四項中「保險協同組
合若しくは」を削り、「第七十九條
第一項第一号若しくは第三号」を
「第七十七條第一項第一号」に改め
る。

第三十六條第一項中「二年」を「三
年」に改める。

第五十五條第三項中「二千」を
「千人」に改め、「保險協同組合又
は」を削り、「二百人」を「百人」に
改め、第五項中「但し、」の下に「組
合員の總数が千人をこえる信用
協同組合の總代会においては、總代
を選挙(補欠の總代の選挙を除く。)

し、又は第五十三條第二号若しくは
第四号の事項について議決し、その
他の組合の」を加え、「(組合員の總
数が二千をこえる保險協同組合又
は信用協同組合の役員を除く。)」を
削る。

第五十六條第二項中「定期積金
の積金者及び保險契約者」を「及び
定期積金の積金者」に改める。

第五十八條第四項中「第七十九條
第一項第六号」を「第七十七條第
一項第五号」に改める。

第六十五條第一項中「第九十一
條」を「第八十九條」に改める。

第六十七條第二項中「第七十九條」
を「第七十七條」に改める。

「第三章 保險協同組合」を削り、
第四章を第三章とし、以下順次繰り
上げる。

第七十六條及び第七十七條を削
り、第七十八條を第七十六條とし、
以下順次繰り上げる。

第七十九條第一項第一号中「連合
会を直接又は間接に構成する者(以
下本章において「所屬員」という。)

を「會員」に、同項第二号中「所屬
員」を「會員」に、同項第四号中
「所屬員」を「連合会を直接又は間接
に構成する者(以下本章において

「所屬員」という。)」に改め、第三
号を削り、第四号を第三号とし、以
下順次繰り上げ、第三項を削り、第
四項を第三項とし、以下順次繰り上
げ、第四項中「第四号」を「第三号」
に改め、第五項中「又は第三号」を
削り、第六項中「第七十八條」を
「第七十六條」に改め、第七項を削
る。

第八十七條第一項中「第八十五條」
を「第八十三條」に改める。

第八十八條第一項及び第二項中
「第八十五條」を「第八十三條」に改
める。

第九十一條中「第八十五條」を「第
八十三條」に改める。

第九十二條第二項中「第八十八
條」を「第八十六條」に改める。

第九十四條第二項中「保險協同組
合登記簿、」を削る。

第九十六條中「第八十五條」を「第
八十三條」に改める。

第九十七條第一項中「第八十五條」
を「第八十三條」に改める。

第九十八條第一項中「第八十九條」
を「第八十七條」に改める。

第九十九條第一項中「第九十條」
を「第八十八條」に改める。

第一百條第一項中「第九十一條」を
「第八十九條」に改め、第二項中「第
九十五條」を「第九十三條」に改め
る。

第一百一條中「第九十二條」を「第
九十條」に改める。

第一百八條第一項中「第一百六條」を
「第一百四條」に改める。

第一百九條中「第一百十條」を「第
百八條」に改める。

第一百十六條中「第一百六條」を「第
百四條」に改める。

第一百十七條第十三号中「第八十四
條」を「第八十二條」に改め、第十八号
中「第七十六條第二項及び」を削り、
「第七十九條第五項」を「第七十七條
第四項」に、第十九号中「第七十九
條第二項から第四項まで」を「第七十
七條第二項又は第三項」に改める。

第一百十八條中「第一百十條」を「第
百八條」に改める。

中小企業等協同組合法施行法案
に対する修正案

中小企業等協同組合法施行法案の
一部を次のように修正する。

は市街地信用組合法の廃止。以下同
じ。」を加え、第二項中「八箇月」
の下に「(商工協同組合中央会にあ
つては三箇月)」を加える。

第五條第一項中「新法第八十五
條」を「新法第八十三條」に、第
二項中「新法第八十五條」を「新法
第八十三條」に、「第九十四條」を
「第九十二條」に、「第九十五條」を
「第九十三條」に、「第九十六條」を
「第九十四條」に改める。

第七條第二項中「第八十四條」を
「第八十二條」に改める。

第十條中「新法第七十八條」を「新
法第七十六條」に、「第七十九條」を
「第七十七條」に改める。

第二十四條、第二十九條乃至第三
十一條中「中小企業等協同組合法第
七十九條」を「中小企業等協同組
合法第七十七條」に改める。

第三十二條中「同法第七十九條」
を「同法第七十七條」に改める。

附則に次の但書を加える。

但し、第一條中市街地信用組合法
の廃止に関する部分は、この法律施
行の日から起算して六箇月を経過し
た日から施行する。

○神田委員長代理 引続き両政府原案
並びに両修正案を一括議題として討論
に入ります。討論は通告によつてこれ
を許します。門脇勝太郎君。

○門脇委員 私は民主自由党を代表し
まして、修正を含むこの原案に賛成の
意を表するものであります。賛成の理
由につきましては、先刻来るる申し述
べてありますから、ここに重複する
ことを一切避けたい。

なおこの機会に特に希望を申し上げ
ておきたいことは、こういつたりつば

な内容を備えた法規がたといできましても、この運用にあつて政府のこれに対する相当の熱意というか、思いやりというか、その裏づけがなかつたらいかぬと考えます。いかに金融のきり得るような方途が記載してありましても、実際のそれに対する裏づけの資金が出なかつたならば、遂にこれは絵に書いた餅にすぎないということになるのであります。いまや中小企業者は非常な苦痛のどん底にあえいでおる。こういうときにおきまして、十分そういう点を政府において考慮せられまして、將來この法案が眞にりつばな裏づけのもとに生きて行くように、御実行あらんことを切にお願いいたします。以上をもつて賛成の意を表明いたします。

○神田委員長代理 今澄男君。

○今澄委員 私は日本社会党を代表いたします。本法案に数々の勧告と注文をつけまして、賛成の意を表する次第でございます。現下集中生産方式のもとにおける中小企業の現状は、現在もそうでありまが、將來を考えるとまことに憂慮すべきものがあるのでございます。中小企業設置のときの眞の意味は、発券業務を行い、資材の裏づけをもつて中小企業の救済に当るといふ趣旨でございましたが、その後いろいろの状況のもとに、中小企業はそれらの発券業務あるいは資金資材の面について、まことに力弱きものと相なりまして、商工組合法案ができて、その改組が長い間の問題であり、そうしてこれらの中小企業に關するいは商工協同組合等、数々の中小企業者に關係する法律案が設定せられたにもかかわらず、中小企業者においては、ま

ことに困難なる実情であることは御了承の通りであります。われ／＼はここにほんとうに中小企業者を組織するところの組織法を求めるの声久しく、どうにかして私どもは、ほんとうに中小企業者がもつて頼りとするところの組織法をつくりたいと、念願をいたしておつたわけでございます。しかしながらこのたびの中小企業等協同組合法の中には、中小企業者がこの困難なる経済状態から立ち直るところの筋金が入つておらないというところは、まことに残念でございます。私はこの法律をもつて政府の中小企業者に対する一つのゼスチュアとして終るならば、まことにこれは残念千万なことであり、どうにかしてこの中小企業者等協同組合法に骨と肉をつけたいものと、念願をいたしておる次第でございます。われ／＼

はここに以下五點にわたつて、この中小企業等協同組合法案に希望と見解を述べ、ここに中小企業等協同組合法を十二分に活用して、中小企業者のこれから活動を援護し、さらに中小企業の発展の一助といたしたいと考えておる次第であります。

まず第一點は、この中小企業等協同組合による企業組合は、特別法人税百分の三十五を課されておるけれども、これは当然百分の二十五という一般協同組合なり、法人税にこれを落すべきでございます。本法案の中でこの百分の三十五を二十五にいたしたいことをわれ／＼は極力主張したのであります。が、商工大臣もこの点についてはまことに認識を欠き、遂にこれは百分の三十五の原案のままで持越されておるといふことは、まことに遺憾千万でございます。この点については、すみや

かにこれを普通法人税なみに引下げられんことを、希望する次第でございます。

第二番目には第六條に載つておる百人以下の従業員という制限、並びに二十人以上以下という制限は当然百人以上これをふやし、二百人あるいはそれ以上になつたといへども、この法律案の中に含むべきものであります。四條の規定の除外さるべき小規模なる経営企業なるものの定義と範圍を、ひとつ明確にいたしまして、公正取引委員會の認定権限というものは、重大なるものであるにもかかわらず、かかる一官廳組織によつてこれが行われるというこの不備と不当を、十分にこの際検討をする必要があると考えておる次第でございます。將來にわたつて、必ずやわれ／＼はこれらの公正取引委員會の機構に十分なる検討を加え、この小規模な経営規模なるものの定義の中に、この中小企業等協同組合の人数その他において、十分弾力性のある取扱ひをいたされんことを希望する次第でございます。

第四點として保險事業、これはこのたびの修正案はこの保險事業を全部除いておるのであります。大体この原案と修正案を比べてみると、あらゆる面に門脇修正案はあらゆる努力を拂い、ほんとうに中小企業者の希望するところが組み入れられておつて、まことにその労は多とするとおつて、まことにそのが、この保險事業に關しては、まことに残念である。これは將來どうしても中小企業等協同組合が行なわなければならないものでございまして、現下の保險大会社が行つておる保險に對

抗するところの組織が全國中小企業者の團體においてやれないということは絶対にないのであります。一部保險關係の人々の利益を、將來この中小企業等協同組合の保險事業が侵奪することとするとするならば、それは當然のこととて、われ／＼は中小企業者がみずからの保險負担、みずからの保險事業において、ここにこれら大資本によるところの保險会社と堂々並び立つて、これらの事業を行うことを希望するものであり、この点については、ぜひそういうように將來改められたい。保險事業は當然やるべきものであるという意見を留保する次第でございます。

最後に五番目として、市街地信用組合の問題でございますが、これは一箇月間の原案を七箇月間の延長というこゝに修正されました。この七箇月間において、市街地信用組合中に大きな組合で、この中小企業等協同組合の中の信用組合に編入することを適當としないものについては、ぜひこの六箇月の間に政府の力によつてここに特別の組織法をつくり、市街地信用組合をば、あるいは庶民金融庫とかその他の組織によつて、別途の組織をいたされんことをここに希望する次第でございます。

以上要するに五點のこれに關する希望を申し述べました。今組織の根本を失つておる、基本法を持たざるどころの中小企業者が、ここに不足ながらこの法律によつて組織され、その組織を中心にして中小企業者の総力をあげて、これらの中小企業者がここに困難なる九原則下の營業をいたし、その發展を來すことをわれ／＼は衷心よりこいねがうものであります。

以上五點の不滿なところはございしますが、ここにそれらの希望意見を付し、あわせて根本的な裏づけをこの中小企業等協同組合法案に與えることをわれ／＼の實務と考へ、ここに社会党は賛意を表する次第でございます。

○神田委員長代理 次は橋本金一君。

○橋本金一委員 民主党を代表いたします。詳細は門脇氏より修正の箇所についてお述べになりました。それを了承しての賛成でございますから多くを申し上げません。

ただこの間にありまして、私も本案が出まして以來、一番関心を持つておりましたのは、保險組合と信用組合であるのでございます。今日までの保險業者の取扱ひ並びに今回の保險協同組合の組織内容を見ましたときに、私どもは非常な不安を生じたのでございます。保險業者はわずかな資本によつて行えるべきものではない。むしろ無智なる者かよふ法律によつていろいろな面を利用せられはしないかということ、私どもはおそれたのであります。幸いに修正の面におきましては、全面的にこれを削られたことは非常に私にはけつこうなことだと存じます。ただ信用組合の問題は信用事業を行うものといひまして、この組織外に立ち、單獨法をもつて制定をいたさなければならなかつたはずであります。が、これも遺憾ながらそれ／＼の方面の事情によりまして、このまま協同組合組織として組織することに相なつたわけでありまが、その間にありまして、ただいま修正案として読み上げられました内容を承りまするときに、相当從來の市街地信用組合として

経営者の要望いたしておりました面が盛り込まれておりましたことは、修正に御盡力くださいました門脇氏に感謝いたしますと同時に、せつかく修正をいたしまして結果は運用の問題でございまして、いんや金融問題でございまして、から、この点は運営と同時に当局は十分なる監督、指導をいたされまして、中小企業者の資金面等におきまして、遺憾なきを期していただきたいというところを御報告申し上げて賛成をいたします。

○神田委員長代理 次は川上實一君。

○川上委員 私は日本共産党を代表いたしまして、この法案に反対の意見を申すものであります。

説明によりますと、これは中小企業に対して適切な活動の基礎を興える、こういうことになっております。しかもその上にこの法案は、民主自由党を興党とされるころの吉田内閣のたつた一つの中小企業対策である。しかるにこの法案の内容を見ると、まづたたく空虚な、実際は中身の無い法案である。このことを指摘したいのであります。が、これは全体にわたつて非常に廣汎に指摘することが出来ますけれども、ここにはその一つ、二つの点だけを指摘して、本法がどんなに中身がないか、役に立たぬかというところを明らかにしたいと思ひます。

これは言うまでもないことであります。が、中小企業の保護、育成、助成に對しては金融措置を完全にすること、これが一つなければ問題にならぬ。第二番目には、資材の確保を保障すること、これがなければ決して問題にはなりません。第三には、こういう組合に對しては、政府が積極的これを援助

するのでなければ発達した歴史がなす。世界いづれの國といえども、また歴史上一つといえども、資本主義下における、ことに中小企業等の組織体において、政府が積極的な、財政的な、あるいは法律的その他の十分な援助を與へずして、自然発生的な形でつづばな成績を収めた歴史は一つもありません。これはあたりまえのことである。これが本法にはまづたたく欠けている。この條件を備えずして、いくら法文をつくつてみても、これはまづたたくの空手形になつてしまふことは、生活協同組合の例が明らかにこれを証明してゐるのである。そのうちの一つの例をとりまして、たとえば資金——今日中小企業が何で困つておるか。これは協同組合がでんねから困つておるとかいふ問題ではありませぬ。金がない。資金がない。何よりもこれである。これがどういふことになるかというところ、政府の御説明によると、たつた六千の標準的な中小企業をビツク・アップして、それに流動資金と設備資金が幾らあればこれを存続するかと調査をしたという中小企業協会の御答弁でありましたが、それによつても最低百六十億、ないし二百億、中小企業協会の長官は實際言へば三、四百億の金がなければ中小企業の育成はできないと言つておられる。ところが中小企業協会の安本と協議しておられる金額は十四億五千万円、流動資本はと言へば、おそらく日銀が二十億圓くらい出してくれるだろうといふお話である。ところが日銀が融通してくれるだろうという分は一つもあてにならない。これは民主自由党の銀行界のオースリティーである岡野清豪君のごときでさえ、市中銀行は中小企業

には金は貸せませんよとはつきり言つておる。實際においてこれは金融はではしませぬ。これが現実である。この基礎の上にこゝろいふ法案を形の上でつくり上げられても、これは決して運用もできないれば、中はからつぽである。さらに中小企業の今日の重大な問題は、今澄君も指摘しましたが税金である。税金についての考慮がこの法案には一つも拂われておりません。これで中小企業が立行かどうか。骨が抜けてしまつておる。

第三番目には信用組合の問題であります。信用組合をなぜここに持つて来たかといふいきさつを、詳しく本委員会でも質問いたしましたところが、これはまことに驚くべきことである。一番大事な点は、たつきん申しませぬが、なぜ今で起きている市街地信用組合をつぶして、この協同組合に一緒にしなければならぬかといふ答弁は、協同組合といふものの筋を通すために、協同組合を一本にするためにここに入れたのであるといふ御答弁以外にはない。これは根本的に大きな間違ひである。すべての法律、ことにかくのごとき法律は、どうしたならば人民大衆の利益がはかれるかといふことからこそ、法律はつくらなくちやならぬ。國民大衆の利益はどこにあるかという観点からでなくちやなくちや人民の法律じゃない。そうじやない。こゝろした方が形が整うからこゝろするのだ。それで大衆は助かりますかといふ質問に對しては、助かるだろうと思ふという御答弁である。このところにすでに本法が中小企業を侮辱しておる歴然たる証拠がある。もしもこれが金融独占資本に對する法案であつたならば、と

てもかくのごときことで法律ができるはずはありません。特にこの信用組合の問題については驚くべき事實がある。これは何か。これは大蔵當局と商當局との意見がまづたたく違つておるということだ。愛知銀行局長はこの委員会の席上で、私のこの形で信用組合をつくつてつづばな運営ができると思ひますかといふ質問に對して、明らかに私どもには自信がありませんといふ答弁をなされた。さらにもしも本委員会において、市街地信用組合は削除すべきであるといふような形になつたらどうお思ひになりますかといふ質問に對して、大蔵當局としては希望するところでありまして御答弁なされた。これは政府の責任だと思ひましたから、商工大臣に私はこのことをたゞしましたところが、大蔵當局が何と言つたか知らぬが、これは閣議でまづたたくものであるから本法が政府の意見である。こゝろいふ御答弁である。まことに奇怪千萬な御答弁である。これは明らかに本法に對して政府のうちにいてさへも二つの意見がある。大蔵と商工とは對立した意見を持たれておる。それは閣議かどこかで決定されたのでありましようが、こゝろいふことがもしも独占資本に關する法案であつた場合に、かくのごときことがあり得るであらうか。決してあり得ることではない。これすなわち中小企業に對してはとんど考へておられない。どつちになつてもいいといふものが出て来る。まゝ、かくのごときものが出来て来る。また商工中央金庫の改組問題にいたしましても、これからするといふのであります。が、これがおかしい。しなかつたらどうするか。これはあてにならぬ。

これができずして、この市街地信用組合だけはこつち持つて来る。こゝろいふことなんだ。これはきわめて不親切きわまる行き当りばつたりの内容を持つておるというところは明らかだ。さらに市街地信用組合をこちら持つて来るのに、たとえば六箇月間の冷却期間をおくといふことになつておる。しかもその腹の中には、その間にどうにもならなければ、ひとつ庶民金庫のようなものをつくつてどうかしたらいじやないか。こんなことになつてごらんない。これはどうなるのですか。政府にそゝろいふお考えはないかも知れぬが、もしこんなことになるならば市街地信用組合はもみくちやにされてしまふ。大きなものが来るか、小さなものがこつちに来るか、もみくちやにされてしまふ。この程度の取扱ひを受ける。さらに保險組合に至つては實にこれはおかし。門脇委員は本委員会において兒戲に類するものじやないかといふことを言われましたが、私はこれは同感ですと同時に政府が中小企業を助成し育成するといふ、本当に腹のすわつた裏づけのある法案をつくりました場合には、私は保險協同組合はつづばに成立する可能性があると思ふ。そうしてこれならば決して兒戲ではない。火災保險会社がおそくつくりするやうなものができる可能性があると思ふが、本法案でつくり出したならば、まことにこれは兒戲に類するものである。その上に吉田總理大臣の施政演説に對するわが党の質問に對して、商工大臣は中小企業に對しては中小企業等組織法をつくつて保護するのだといふ。これだけの答弁ができておる。すなわち中小企業をいかにするかとい

きまして、それ〴〵組織を持ち、それぞれ自分たちの利益を守ることに邁進して来たのでありますが、民主自由党の内閣を含めた今までもすべての内閣は、中小企業の振興を口にしたがながらも、実際には何一つとして取上げておらなかったものであります。今般おそまきながらもこの中小企業協同組合法案が上程されたことは、一つの進歩であるといわなければなりません。しかしながらこの法案を見てみますと、中小企業等協同組合という協同組合の文字を使っておりますけれども、いわゆる相助相愛の精神を基調とした協同組合主義が、この法案の中には幾らかかっています。これは幾らかかっています。組合主義の精神は出ておらないのであります。しかしながらこの数回にわたります。しかしながらこの数回にわたります。委員会あるいは懇談会等におきまして、この法案に盛りられておる不備な点はいろ〴〵と修正をされたのであります。して、この点非常に私も感謝にたえなないところでありますが、欲を言えればわれわれの希望したところの修正が全部は通っております。非常にまだ不満なものがたくさん残っております。ありますが、現下の中小企業者の現状にかんがみまして、この不満なものはあるけれども、これをつくるのがいいのかわからないといえないかと言えども、やはりこの法案は通した方が中小企業者のためにはなると思っています。私は近き将来においてこれが完全なものになることを期待すると同時に、運営の面においてはもとより中小企業者を守るというあたたい気持ちをもつて、運営をしていただきたいことを希望いたしました。本案に賛成をいたしました。

○神田委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

引き続き採決を行います。この際採決の順序について念のため一言申し上げておきます。まず最初に、中小企業等協同組合法案に対する修正案について採決し、次に政府原案について採決し、次に中小企業等協同組合法施行法案に対する修正案について採決し、次に政府原案について採決を行います。

それでは中小企業等協同組合法案に対する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神田委員長代理 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま決定いたしました修正部分を除く政府原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神田委員長代理 起立多数。よつて政府原案は修正案のごとく修正議決いたしました。

次に中小企業協同組合法施行法案に対する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神田委員長代理 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。次にただいま決定いたしました修正部分を除く政府原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神田委員長代理 起立多数。よつて政府原案は修正案の通り修正議決いたしました。

次に両案の委員会報告書作成の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任を願いたいと思ひますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。委員長に御一任をいただいたものと決します。

○神田委員長代理 次に閉会中の審査に関する件についてお諮りいたします。本委員会が議長承認を得て、今会期中に実施して参りました商工行政に関する國政調査は、関係各方面より意見を聴取し、資料を要求し、鋭意調査を完結するために努力して参つたのでありますが、なおこれが調査の完璧を期するためには、閉会中に委員を派遣し、奥地に各方面を視察し、各地の實情に触れるとともに、正しく民意をこの調査の結果に反映せしめる必要があるとの見地よりいたしまして、昨日の懇談会におきまして一應御協議を願つたのでありますが、この閉会中の委員派遣につきましては、國会法第四十七條の規定によりまして、委員会は会期中に限り付託された事件を審査するのが原則でありまして、議院の議決で特に付託された事件については、閉会中も審査することができるといふ規定と相成つており、その手続は、第二回國会終了後の閉会中審査継続の例によりまして、まず委員会より議長に閉会中審査の申出をいたしましたして、それが院議で決定いたしましたならば、あらためて議長に閉会中審査のための委員派遣について承認を求めるといふ順序と相なるのであります。つきましては、その手続は委員長に御一任

を願うことといたしまして、閉会中審査の件についてまず御決定を願いたいと思ひます。委員長の手元でとりまとめました案といたしましては、各小委員会の区分に従ひまして、鉱工業部門では鉱工業生産状況に関する調査の件とし、商業部門におきましては、貿易産業及び中小企業振興に関する調査の件とし、電氣部門におきましては電源開発に関する調査の件としてはいかがかと思ひますが、これらについて何か御意見等はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 他に御異議はありませんか。別に御意見もないようであります。ただいま申し上げました件について、議長に閉会中審査の申出をするに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。それでは後刻書面をもつてその申出をいたしておきます。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後六時十九分散会

〔参照〕

中小企業等協同組合法案（内閣提出）に関する報告書

中小企業等協同組合法施行法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕